

事務連絡
令和7年2月17日

関係各位

地方独立行政法人
東京都健康長寿医療センター

院外処方箋 疑義照会簡素化プロトコールについて

東京都健康長寿医療センター（以下、センター）と保険薬局は、院外処方箋における疑義照会を簡素化するため、「院外処方箋疑義照会簡素化プロトコール」を策定し、個別の問い合わせを不要とする合意を締結することにいたしました。

近年、薬物療法の重要性が増す中、疑義照会や処方提案の件数も増加しており、このことが処方医の負担を増加させるとともに、保険薬局での患者待ち時間の延長にもつながっています。一方、寄せられる疑義照会の多くは、法律上必要であるものの、実際には医学的・薬学的な疑義を含まない形式的なケースが大半を占めているのが現状です。このようなケースが続くことにより、センターの代表電話がつながりにくくなり、外来診療中の医師や看護師の業務負担も増すなど、現場に様々な影響を与えています。

そこで、センターでは、薬剤師法第23条第2項（※）に基づき、個別の処方医への合意確認を不要とする運用を導入し、課題解決を図る方針です。ただし、この運用では、合意項目の解釈の違いや拡大解釈による逸脱を防ぐことが重要であり、各合意項目に関する注意点や具体的な事例を整理した運用マニュアルを作成し、適正な運用が徹底されるよう周知を図りたいと考えています。

この取り組みは合意を希望する保険薬局に限定することや、医学・薬学的な事項またはこのマニュアルから読み取れない疑義照会についてはこれまでの運用と変わることはありません（疑義照会はこれまでどおり直接主治医への電話連絡）。また明らかなアドヒアランス不良（副作用が不安で飲んでいない、必要性を理解していないなど）により残薬がある場合については、原因の積極的なご報告よろしく願いいたします。

運用開始日：令和7年3月1日

【関係資料】

・「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（抜粋）

厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号、平成 22 年 4 月 30 日）

1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができることから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

・「薬剤師法」第 23 条第 2 項（※）

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の合意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

・「薬剤師法」第 24 条

薬剤師は、処方せんに中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

・「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第 23 条 2 項

保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

<問い合わせ先>

薬剤科 島崎良知

(内線：2015、PHS:63046)

保険薬局（合意済）の処方変更に関する原則

【処方変更に係る原則】

・患者に十分な説明(適正な服用・使用方法、安定性、価格等)を行い、理解と合意を得た上で変更すること。

・医薬品の在庫、薬局の都合などを優先しない。

・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。

・麻薬、抗悪性腫瘍薬、覚醒剤原料、登録医確認が必要な医薬品については対象外

・先発医薬品において「変更不可」欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬剤は変更できない。

・処方医師による「含量規格変更不可」または「剤型変更不可」のコメント記載がある場合は、その指示に従う。

・「疑義照会簡素化プロトコール適用不可」の記載がある場合は不可。

・生活保護など法律があるものについては関係する法令の遵守を優先すること。

・当センターで非採用の規格への変更も可能。

【処方変更・調剤後など各種連絡先】

・お薬手帳に「東京都健康長寿医療センタープロトコールにより変更」した旨を必ず記載

・保険薬局がプロトコールに基づき処方変更し調剤した場合は、変更前後の内容を記入したレポート(疑義照会簡素化プロトコールによる処方修正報告書)を事後送付する。

※お薬手帳、トレーシングレポート等による情報のフィードバックの推進をよろしく願います

【保険薬局の合意登録について】

指定の「院外処方箋疑義照会プロトコール合意書」に記載・押印の上、原本及び返信用封筒を東京都健康長寿医療センター薬剤科長宛に郵送してください。合意番号が記載された複写が保険薬局に返送された時点より本運用開始となります。

<各種問い合わせ窓口>

(1)処方内容に関する問い合わせ(診療、調剤に関する疑義・質疑など)

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時

TEL：03-3964-1141（代） 各診療科処方医

(2) プロトコールに関する問い合わせ

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時

TEL：03-3964-1141（内線 2015） 薬剤科長 島崎良知

メールアドレス：yoshitomo_shimazaki@tmghig.jp

(3) 事後報告 FAX 送付先 医療サービス推進課 03-3964-2962

<問い合わせの省略が可能な例>

① 成分名が同一の銘柄変更

例：グラクティブ錠 50mg ⇔ ジャヌビア錠 50mg
ボナロン錠 35mg ⇔ フォサマック錠 35mg

- ・先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品も可、漢方薬は変更不可

② 剤型変更

- ・錠剤・口腔内崩壊錠・カプセル間の剤形変更可

例) エバステル®錠 ⇒ エバステル®OD 錠

トランサミンカプセル 250mg ⇔ トランサミン錠 250mg

- ・散剤、顆粒剤、細粒剤、ドライシロップ間での剤形変更可

- ・錠剤、口腔内崩壊錠、カプセル等⇔散剤、顆粒剤、細粒剤等への変更可

例)メトクロプラミド細粒 2% 15mg ⇔メトクロプラミド錠 5mg 3錠(粉碎)

- ・用法・用量の変更がない場合のみ可
- ・生物学的同等性が示されていない剤形への変更は不可
- ・規格によって適応症が変わる場合は不可
- ・内用薬および貼付剤に限る
- ・貼付剤の変更は含有量・枚数が同一であれば可
- ・軟膏剤⇔クリーム剤⇔ローション剤等の変更は不可

ロキソニンテープ 100mg ⇔ ロキソニンパップ 100mg

③ 規格・包装単位変更

例： 5 mg錠 1回2錠 ⇒ 10 mg錠 1回1錠

10 mg錠 1回0.5錠 ⇒ 5 mg錠 1回1錠

リンデロン VG 軟膏 (5g)×4 本⇔リンデロン VG 軟膏(10g)×2 本

ダイフェン配合錠 1錠 ⇔ ダイフェン配合錠 0.5錠×2

ワーファリン錠 1mg 3.5錠 ⇔ ワーファリン錠 1mg 3錠

ワーファリン錠 0.5 mg 1錠

- ・用法・用量の変更がない場合のみ可
- ・規格によって適応症が変わる場合は不可
- ・合計処方量が変わらない場合のみ可
- ・生物学的同等性が示されていない剤形への変更は不可

例) カボメティクス®、メキニスト®、リムパーザ®など

(一部の後発医薬品は、規格間の生物学的同等性が示されていない)

④ 半錠、粉碎

例) フラジール錠 250mg 6 錠分 3 ⇒ フラジール錠 250mg 6 錠分 3 (粉碎)

- ・錠剤が大きく飲み込めない場合や、経管投与のため粉碎が必要な場合

⑤ 一包化指示

- ・アドヒアランス不良で、一包化によりその向上が見込まれる場合は可
- ・患者の希望があり、患者負担額について説明し合意を得ること
- ・安定性データに留意すること
- ・合理的な理由があれば一包化指示から一部 PTP などにするのも可

例) 他剤は一包化しているが、常時服用しないセンノシド錠だけを PTP で調剤

⑥ 投与日数調整

- ・継続処方されている薬剤に残薬があり、投与日数を調整(短縮)して調剤する場合は可
- ・投与日数の延長は不可
- ・外用薬の数量変更可 (数量減少のみ)
- ・「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」の欄に「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」または「保険医療機関へ情報提供」にチェックがある場合は、その指示に従う。

⑦ 配合剤への変更もしくは、その逆

- ・単剤 2 剤 ⇔ 配合剤への変更可、またはその逆

例) ミカルデイス錠 40mg 1 錠+アムロジピン OD 錠 5mg 1 錠⇔ミカムロ配合錠 AP

⑧ 抗菌薬使用中の抗菌薬非耐性乳酸菌の耐性乳酸菌製剤への変更もしくは、その逆

例: ビオフェルミン⇔ビオフェルミン R

⑨ 処方日数の適正化

- ・週 1 回や月 1 回、透析日など特定の間隔やタイミングで服用するよう明確な指示がある
- ・製剤が、連日投与の他の薬剤と同一日数で処方されている場合

例) アレンドロン酸錠 35mg(週 1 回製剤) 14 日分 ⇒ 2 日分

(他の処方薬が 14 日分処方するとき)

プレドニン錠 5mg(1 日おきに服用) 28 日分 ⇒ 14 日分

(他の処方薬が 28 日分処方するとき)

※ただし、「1 日おきに服用」等の指示と、他の指示のどちらが有効であるのかが不明瞭な場合は疑義照会を行うものとする。

⑩ 用法記載の補完

- ・外用薬の用法が、患者に口頭指示されている場合の用法の追記
- ・内服薬の用法が頓用あるいは回数指定で、処方せんに記載されており、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の追記

⑪ 軟膏の混合指示漏れ

明らかに、処方上混合と読み取れる処方の場合に可

⑫ 添付文書に基づく軽微な用法変更

「食後」・「食前」・「寝る前」などの処方で、添付文書上、食直後、食直前、就寝直前などと記載されているもの等の変更について、薬歴や患者面談上、変更が妥当と判断された場合は可。但し”あえて食後”などの記載があれば医師指示に従う。

例) 医師了解のもとで処方されている漢方薬の「食後」処方は、薬歴や患者面談上食後投与が妥当と判断された場合(入院中すでに処方歴あり、アドヒアランス不良など)は、疑義照会を不要とする

大建中湯エキス顆粒 毎食後 ⇒ 毎食後 (アドヒアランス不良のため)

ツムラ葛根湯エキス顆粒 7.5g 分3 毎食後 ⇒ 分3 毎食前 (もしくは食間)

例) 添付文書上「食直後」、「食直前」、「起床時」と記載されている薬剤で、薬歴や患者面談上食直後、食直前、起床時投与が妥当と判断された場合のみ変更を可能とする。

ボグリボース OD 錠 0.3mg 1日3回 毎食前 ⇒ 毎食直前

アレンドロン酸錠 35mg 1日1回 朝食後 ⇒ 起床時

ベルソムラ錠 就寝前 ⇒ 就寝直前

⑬ 一般名処方における調剤時の類似剤型への変更 (先発品類似剤型への変更を含む)

一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする (先発・後発は問わない)

・錠剤 (口腔内崩壊錠を含む)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤

・散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤

(内服用固形剤として調剤する場合に限る)

・液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る)

例) 【般】プロチゾラム OD 錠 0.25mg

⇒プロチゾラム OD 錠 0.25mg 「サワイ」(従来より可)

⇒レンドルミン D 錠 0.25mg (従来より可)

⇒グッドミン錠 0.25mg (従来より可)

⇒レンドルミン錠 0.25mg

<保険薬局から修正連絡があった場合>

- ・医療サービス推進課に届いた FAX は該当患者の電子カルテに保存する。
- ・報告された様式を処方医師のメールボックスに投函・報告することとする。